

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援について ①

事業名	概要	予算額
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業 【内閣府】	「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しする事業であり、被災者支援のための拠点整備、被災者支援活動、復興に向けたまちづくりなど、都道府県に設置された基金による幅広い支援活動が可能。	8.8億円
パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト 【内閣府、厚生労働省】	様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向け現在全国19地域で実施しているモデル・プロジェクトについて、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとして継続発展させる。	27.6億円
復興教育支援事業 【文部科学省】	被災地におけるPTAやNPO等の多様な主体による復興に向けた特色ある教育支援の取組に対する支援を行う。	3億円
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 【厚生労働省】	震災等緊急雇用対応事業を実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。	2,000億円
雇用復興推進事業(仮称) 【厚生労働省】	高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する。(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	1,510億円の 一部

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援について ②

事業名	概要	予算額
介護基盤復興まちづくり整備事業 【厚生労働省】	被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供するため、例えば訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。	28.5億円
地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等) 【厚生労働省】	被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、①仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営、②被災自治体による地域資源(住民組織、NPO、福祉サービス事業者等)を活用した日常的な支え合い活動の立ち上げ・拠点づくり等の支援を引き続き行う。	約90億円
貧困・困窮者の「絆」再生事業 【厚生労働省】	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から地域コミュニティの再構築や孤立の防止等の被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行う。	202億円の 一部
食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業 【農林水産省】	ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う民間団体等の活動を支援するとともに、ポータルサイトの構築及び普及・啓発を行う。	5億円の 一部
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業 【農林水産省】	市町村等が仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援する事業であり、市町村を通じてNPO法人等が実施することが可能。	0.8億円

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な 政府の財政支援について ③

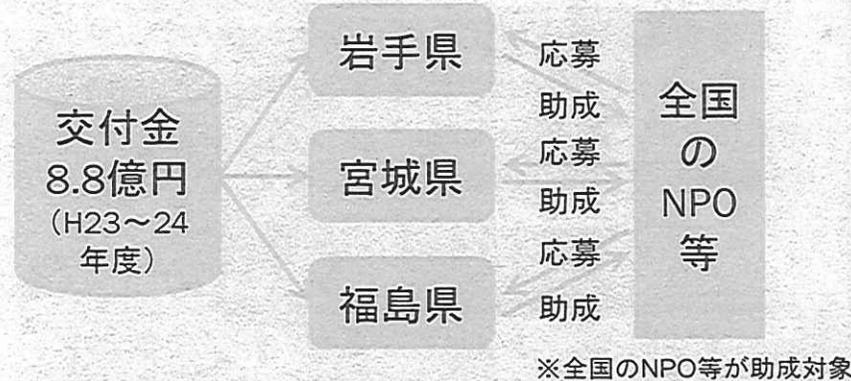
事業名	概要	予算額
地域づくり支援事業 【国土交通省】	地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等の推進のため、NPO等の中間支援組織が実施するコーディネート業務やそのサポート活動に対し支援。	1.98億円
J-VER制度を活用した CO2削減・復興支援・節電 等緊急支援事業 【環境省】	民間団体等に委託し、被災地におけるオフセット・クレジット(J-VER)の創出及び創出されたJ-VERを利用したカーボン・オフセットの取組発掘を行い、節電とCO2削減の両立及び復興支援・地域支援に資する取組を促進するもの。	4億円の一部

新しい公共支援事業（震災対応関連） 平成23年度第3次補正予算の概要

東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

- (1) 8.8億円を岩手県・宮城県・福島県に配分
- (2) 事業実施期間
平成23年度～平成24年度



〔※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業における震災対応案件を想定〕

被災地における支援(事業例)

- (1) 活動支援拠点の構築
 - ・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信 等
- (2) 被災者支援活動
 - ・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行) 等
- (3) 地域復興のための支援活動
 - ・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興 等

被災地以外における支援(事業例)

- (1) 被災地からの避難者支援
 - ・避難者に対する生活サポート等



【復興基本方針】(5.復興施策(4)④(ii)抜粋)
「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行う

※ 新しい公共支援事業とは、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に配分した交付金で基金を設置して、NPO等の活動基盤整備の支援やモデル的取組の実施により、担い手となるNPO等の自立的活動を後押しする事業です。

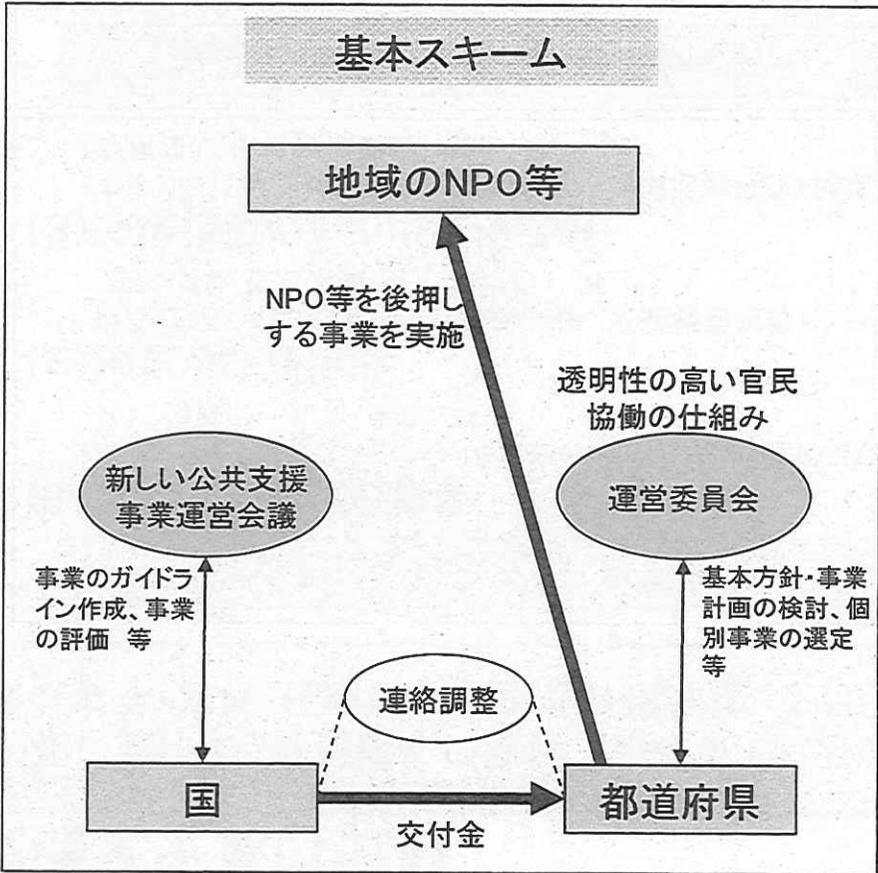
新しい公共支援事業

(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。

事業内容(2年間で実施)

- 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、NPO等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決
 - ① NPO等の活動基盤整備のための支援事業
(例:財務諸表の作成支援)
 - ② 寄附募集支援事業(例:寄附募集イベントの開催)
 - ③ 融資利用の円滑化のための支援事業
(例:専門家派遣による個別指導)
 - ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業
- NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して、以下のモデル事業を実施
 - ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
 - ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)



「新しい公共」…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

パーソナル・サポート・サービスとは

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施

- 複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受け止める
- 特定の制度の範囲のみの支援や他の機関に回付して終わる支援ではなく、あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートする
- 当事者と伴走し、自立生活が軌道に乗るまで継続して支援する
- 様々な領域の支援機関と目標や情報を共有し、効果を評価・確認しながら支援する

第1のセーフティネット

雇用保険

失業時の所得保障

第2のセーフティネット

緊急人材育成支援事業
訓練・生活支援給付
住宅手当
など

雇用保険が受給できない者への職業訓練と期間中の生活費の給付

求職中の住居喪失者（おそれのある者を含む）への家賃助成

※10月より求職者支援制度が創設

最後のセーフティネット

生活保護

パーソナル・サポート・サービスを必要とする領域

- ・ 様々な生活上のリスクが重なり、自分の力だけで必要な支援を活用して自立することが難しい
- ・ 対象や制度別に構築した支援体制では、複雑に絡み合った問題の全体を受け止めて支援することが難しい

家族関係をめぐる問題

家族関係の断絶、家庭の崩壊、家族間の攻撃、暴力、虐待 など

精神保健をめぐる問題

うつ、不安、発達障害、知的障害、依存症など

社会的な関係をめぐる問題

いじめ、不登校、引きこもり、社会的な孤立・排除 など

経済的な問題

多重債務、事業の失敗・倒産、消費者トラブル・被害 など

(他に、健康上の問題、教育をめぐる問題などが考えられる。)

復興教育支援事業

平成23年度第3次補正予算額 295百万円

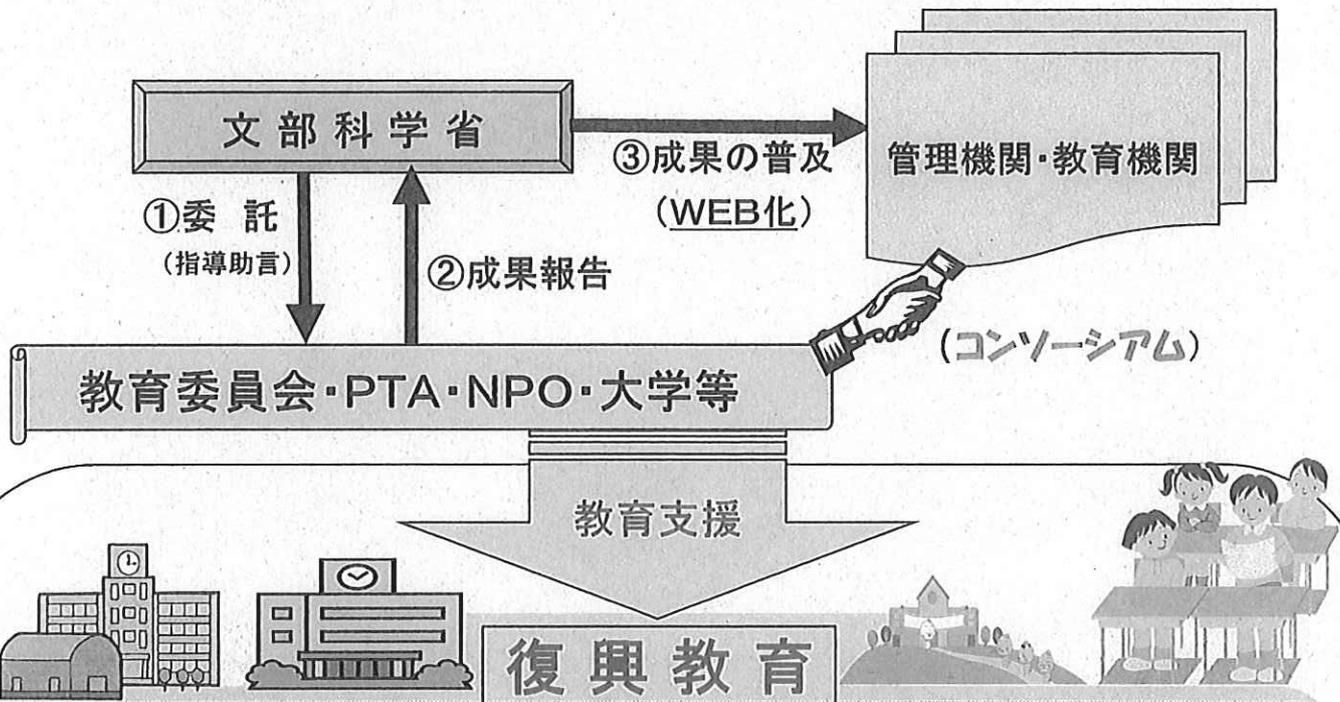
被災地では、自治体や教員のみならず、PTAやNPO・大学等の多様な主体が積極的に教育支援を行っている。これらの取組は皆で助け合うことの重要性を再認識する等教育上多くの効果をもたらしている。

そこで、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や、今後必要となる取組計画の作成を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

【事業内容】

復興に向けた教育支援活動を展開する団体(PTAやNPO、大学等又はこれらのコンソーシアム)が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- ・40団体 @700万円 ※被災地域市町村数128
- ・WEB経費等事務費



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育。

【具体の取組例】

- ①社会を生き抜く力の養成
 - 震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - 避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ②絆づくりとコミュニティーの再構築
 - 地域の様々なコミュニティー(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した地域学習の推進
- ③未来への飛躍
 - 地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- ④学びのセーフティネット
 - 震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験活動の実施
 - 子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

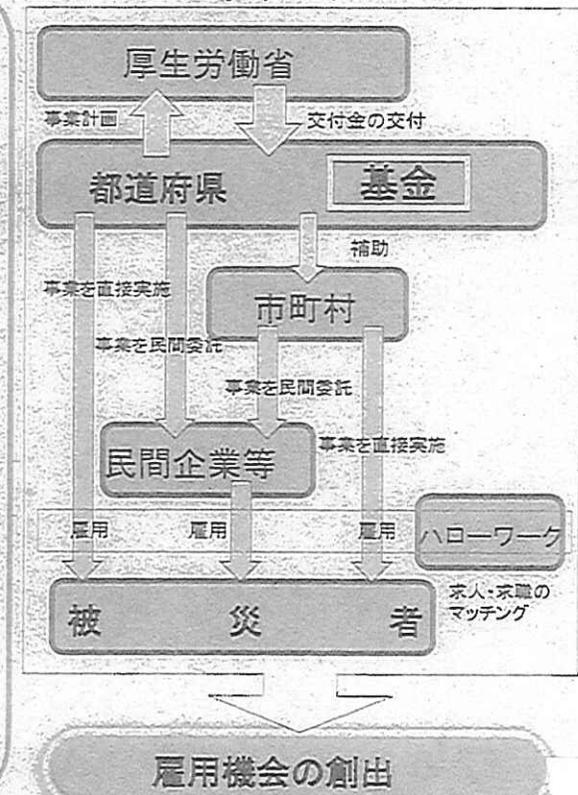
趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

- ◆ 拡充の概要
 - 基金の積増し:2,000億円
 - 事業実施期間の延長:24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで)
 - 交付金は、被災県を中心に、各都道府県の被災求職者数、避難者数、雇用情勢等を勘案して配分
- ◆ 事業概要
 - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
 - 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)を優先的に雇用する。
- ◆ 実施要件
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



雇用復興推進事業（仮称）の創設

概要

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るため、「雇用復興推進事業（仮称）」を創設し、産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。
- 具体的には、以下の2つの事業を、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地域において実施する。

【事業の規模】
1,510億円

【対象期間】
平成27年度末まで

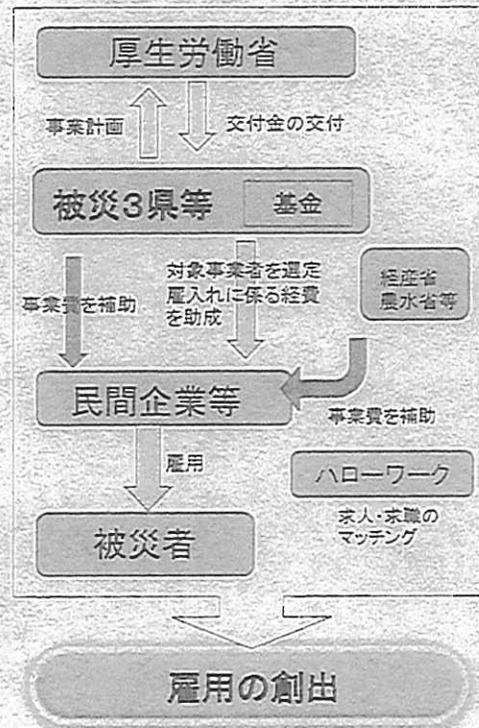
☆ 事業復興型雇用創出事業（仮称）

《事業概要》

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。
- 最大3年間の支援を行う。

《対象事業の要件》

- 関係省庁又は自治体による事業高度化支援、施設整備補助、融資などの支援策の対象となっており、雇用創出が期待される事業であること。 など



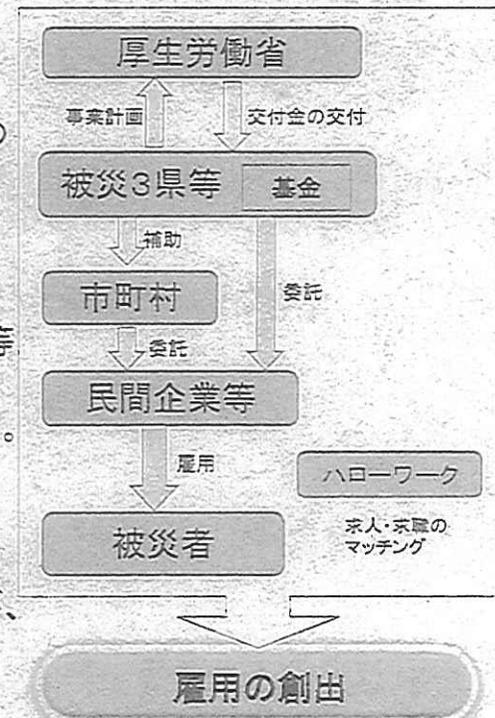
☆ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業（仮称）

《事業概要》

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方などができ、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。
- 最大3年間の支援を行う。

《主な実施要件》

- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が、1/2以上。 など



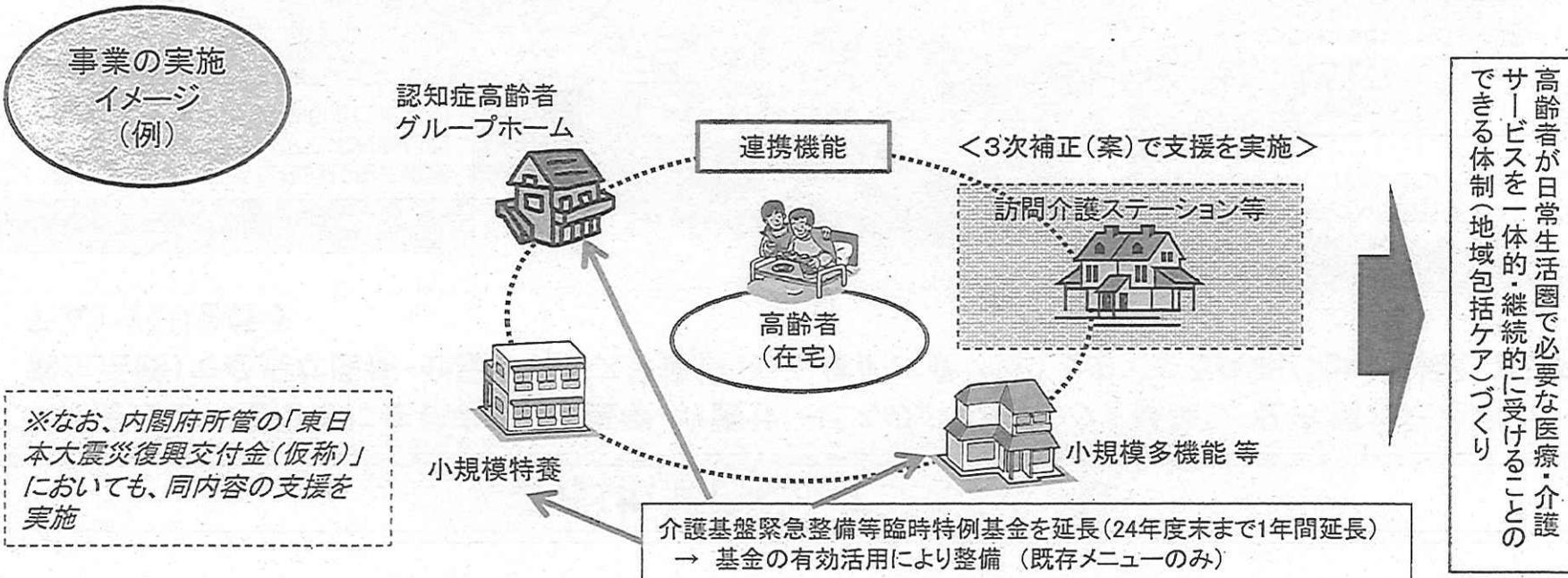
介護基盤復興まちづくり整備事業

平成23年度3次補正^{予算}要求額
28.5億円

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

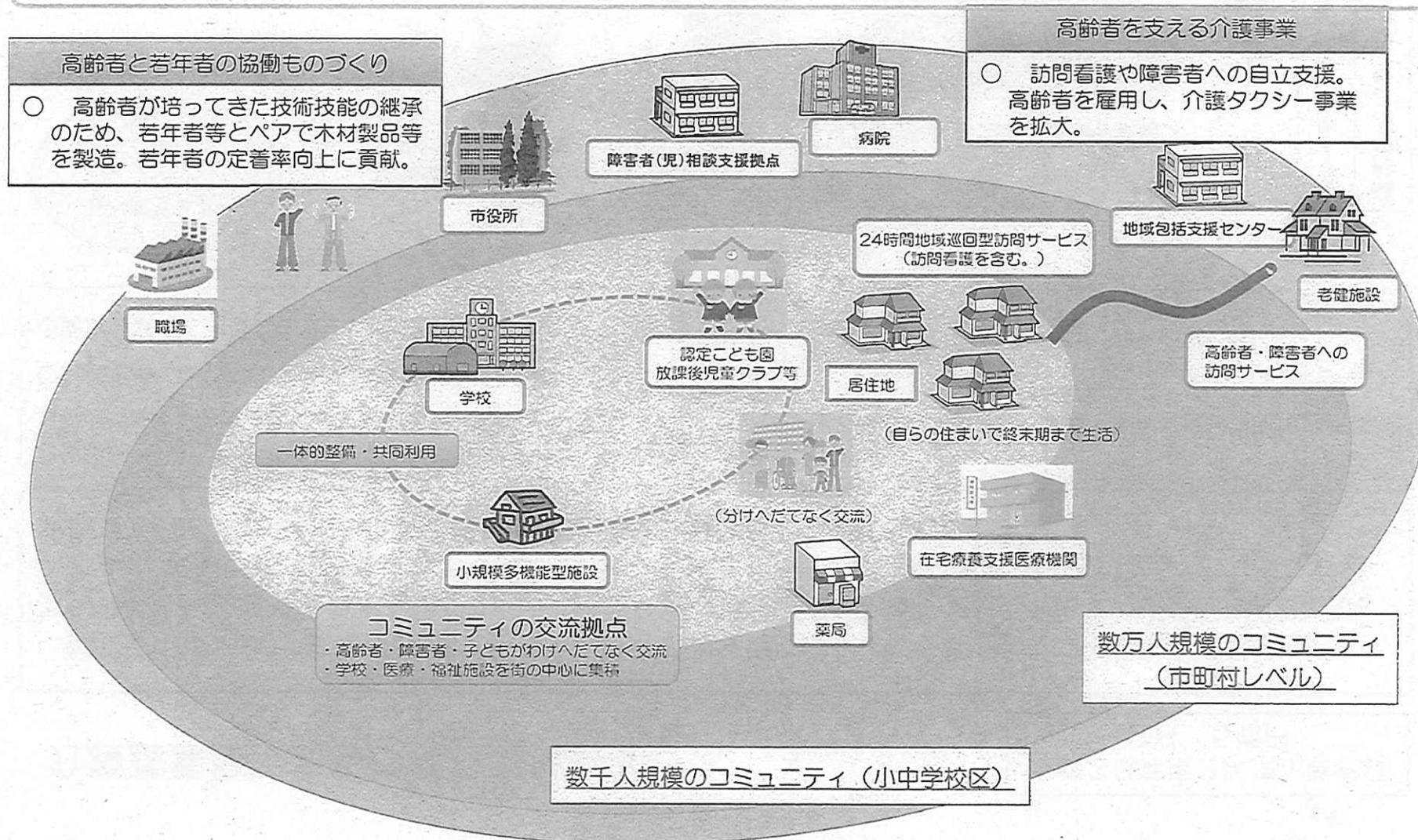
- 基金の積み増し先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (→ 現行、23年度限りの基金を1年延長)
- 対象地域 : 被災3県の特定被災地方公共団体
- 助成金額 : 1か所あたり 3,000万円

<具体例>
津波被害地域等の大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。



(参考)地域包括ケアシステムとは

- 機能分化や重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワークを構築し、住み慣れた地域(日常生活圏)で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケアシステム)づくりを行う



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度3次補正 ~~(案)~~
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、
 ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営費用
 ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ※）
 ⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
 ※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正(被災者支援) 70億円

- 対象地域： 特定被災地方公共団体を有する道県
- 事業内容

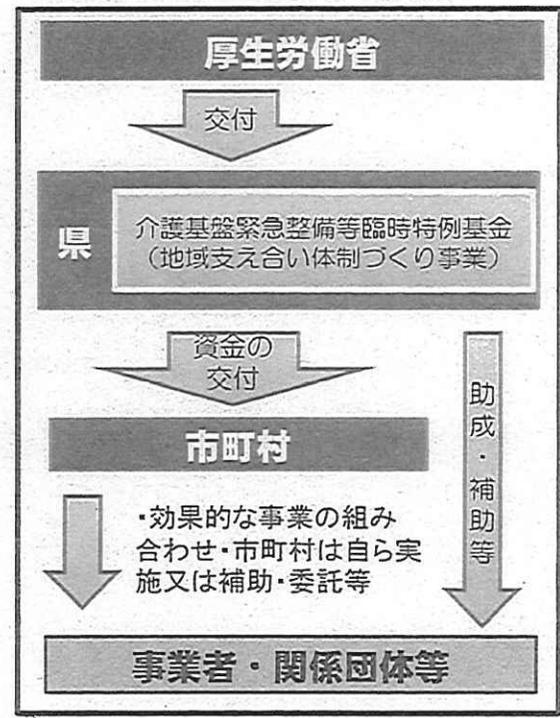
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

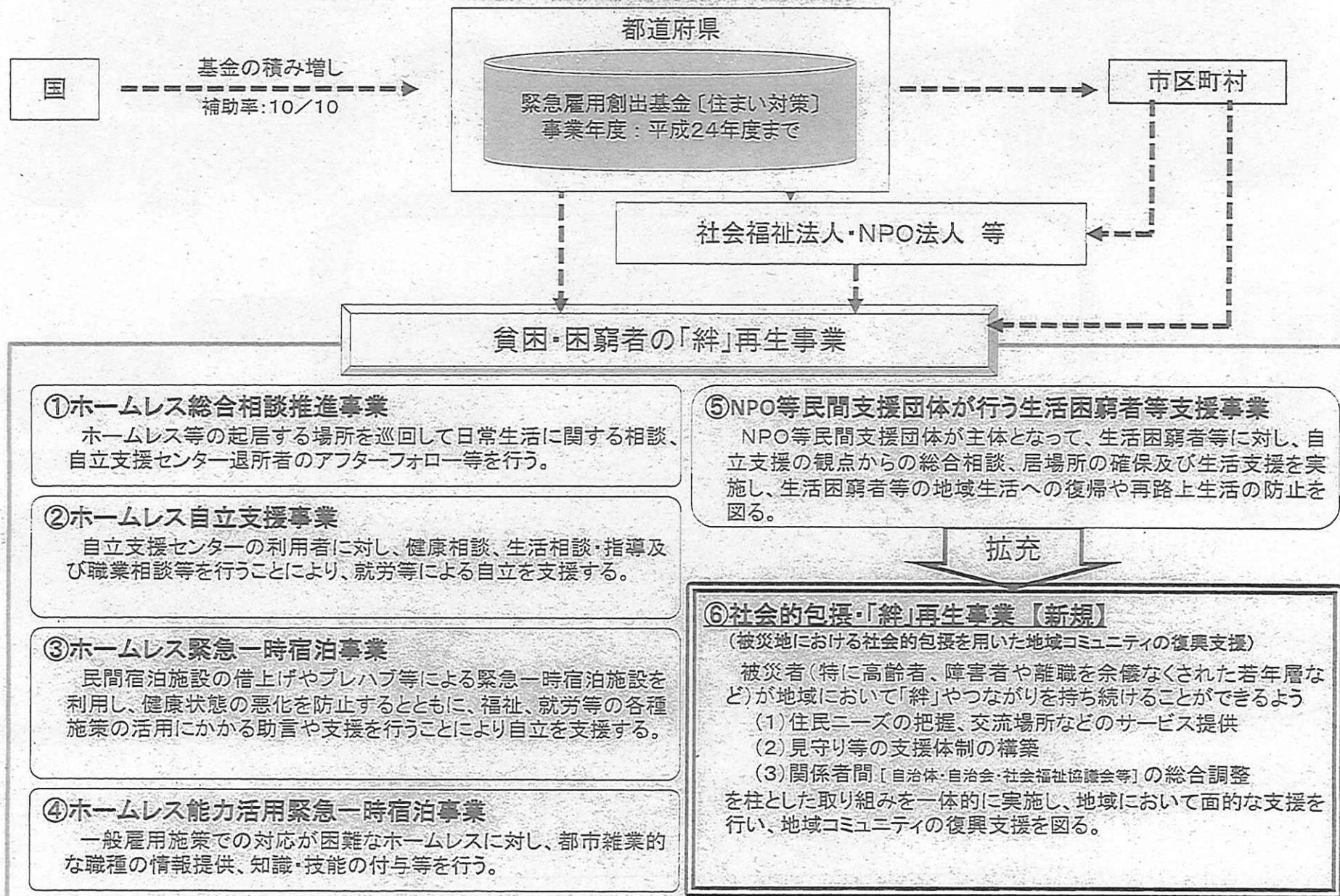
② 地域生活支援体制づくり事業

・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域(日常生活圏)に必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケア)の実現・再構築に資するため、地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ

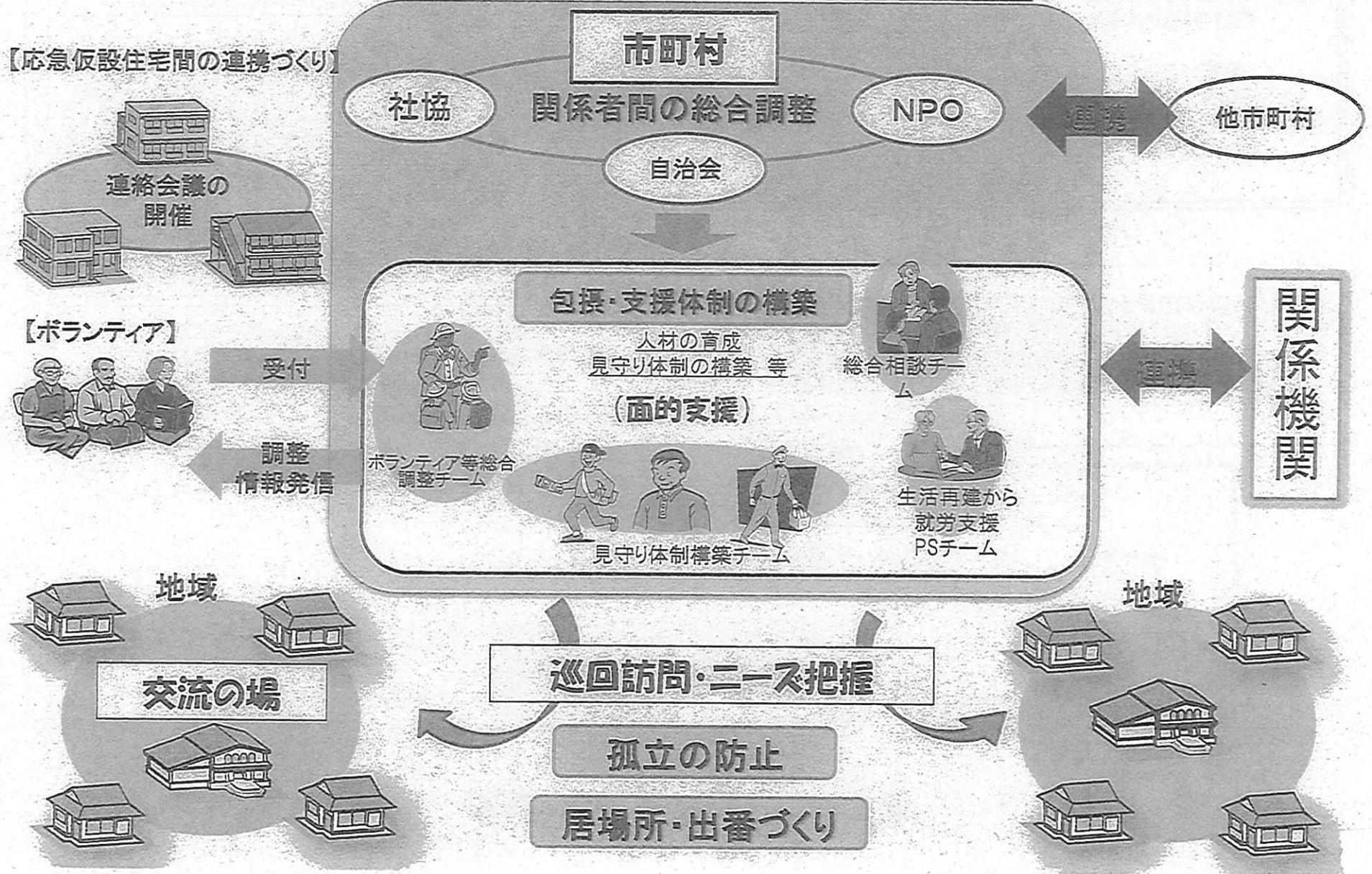


貧困・困窮者の「絆」再生事業



社会的包摂・「絆」再生事業

(被災地における社会的包摂を用いた地域コミュニティの復興支援)



食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業

【547百万円】

対策のポイント

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かし、農山漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組への支援やボランティア活動と農山漁村のニーズとのマッチングを実施します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村地域の早期復興を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を推進することにより、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るとともに、都市住民、企業、NPOなど国民各層による被災農山漁村におけるボランティア活動への参加を促進する必要があります。

政策目標

約20億円規模の集落型の経済活動を創出（平成25年度）
被災農山漁村における4万人のボランティア参加（平成23年度）

<主な内容>

1. 農山漁村コミュニティ活性化対策 300百万円

東日本大震災で被災した農山漁村の早期復興に向け、農山漁村のコミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組について、国が集落等に対し直接支援します。

（ 補助率：定額（1地区当たり上限500万円又は250万円）
事業実施主体：集落等 ）

2. 被災農山漁村ふるさと応援対策 247百万円

被災農山漁村において、農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う民間団体等の活動を支援するとともに、ポータルサイトの構築及び普及・啓発を行います。

（ 補助率：定額、ほか委託費
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]

食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業の概要

◇被災した農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を支援するとともに、被災農山漁村における農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NP〇など国民各層によるボランティア活動を推進することにより、被災農山漁村の早期復興を支援します。

(1) 農山漁村コミュニティ活性化対策

事業内容

食を始めとする豊かな地域資源や人と人との絆を活かした集落ぐるみの復興に向けた多様な取組を支援。

これらの取組に要した経費を定額交付。

支援対象地区

- 1 津波被災地における自立的な取組地区
- 2 その他の被災地における取組地区

補助率等

- 定額
- 1 1地区あたり500万円を上限に交付
 - 2 1地区あたり250万円を上限に交付

事業主体

集落等(地域協議会等)

多様な取組の例

- ・復興ツーリズムによる交流促進
- ・復興商品の開発など新たなコミュニティビジネスの創出
- ・子ども交流の促進
- ・買い物支援など生活条件の改善
- ・風評被害払拭の取組
- ・津波被災地への支援活動 等



復興ツーリズムを通じた交流

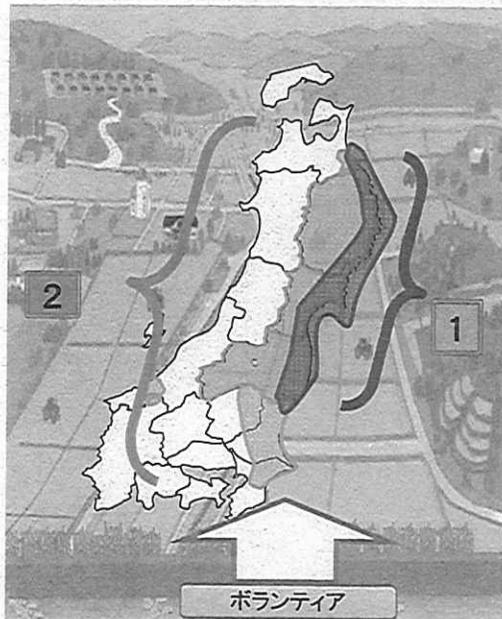
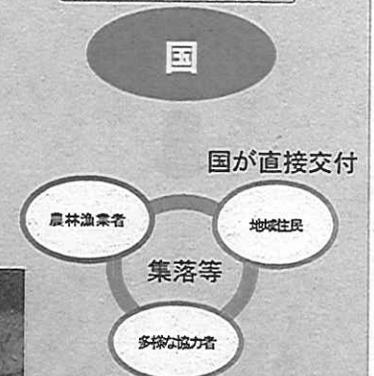


復興特産品の開発



買い物・配食サービス

交付の仕組み



生活基盤の復旧

農業生産基盤の復旧

ボランティア

- ・コミュニティの維持・再生
- ・所得の向上と雇用の創出

- ・農林漁業の早期再開
- ・関連する集落共同活動

ボランティア

早期復興

(2) 被災農山漁村ふるさと応援対策

事業内容

- ① ボランティアコーディネータによる、農山漁村集落におけるボランティア活動へのニーズと参加希望者とのマッチングを支援。
- ② ポータルサイトの構築及び普及・啓発。

取組地域

津波被災市町村を中心とした特定被災区域

事業主体

民間団体等

補助率

定額

農林漁業の再開等に向けたボランティア活動

- ・農林漁業施設の清掃
- ・石れき除去
- ・農地の除草
- ・収穫の手伝い
- ・作業用具の清掃 等



農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

【84百万円】

対策のポイント

仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援します。

<背景/課題>

- ・被災地の復興に向けて、農業の高付加価値化など地域の雇用と所得を創出する農業に再構築する上で、経験、知識、技術が豊富で地域農業を支えてきた農村高齢者の能力を活かせる場づくりが重要です。
- ・一方、仮設住宅に入居する社会的弱者等の孤立が懸念される中で、農業の有する健康増進、癒しなどの福祉機能が着目されており、農と福祉の連携を促進して、これを新たなコミュニティの形成や地域づくりに活かすことが求められています。

政策目標

農と福祉の連携促進による新たな営農・雇用形態の創出

<主な内容>

被災地域で農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動の実施や、技術・経験等の豊富な農村高齢者等が技術指導を行うモデル的な取組を支援します。

- 支援の取組内容
 - ・ 仮設住宅入居者等が協働で行う農園活動の企画・運営
 - ・ 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備
 - ・ 農園の実践活動
 - ・ 農村高齢者、先進農家等による農業技術指導の実施
- 地区当たりの助成額 約470万円以内

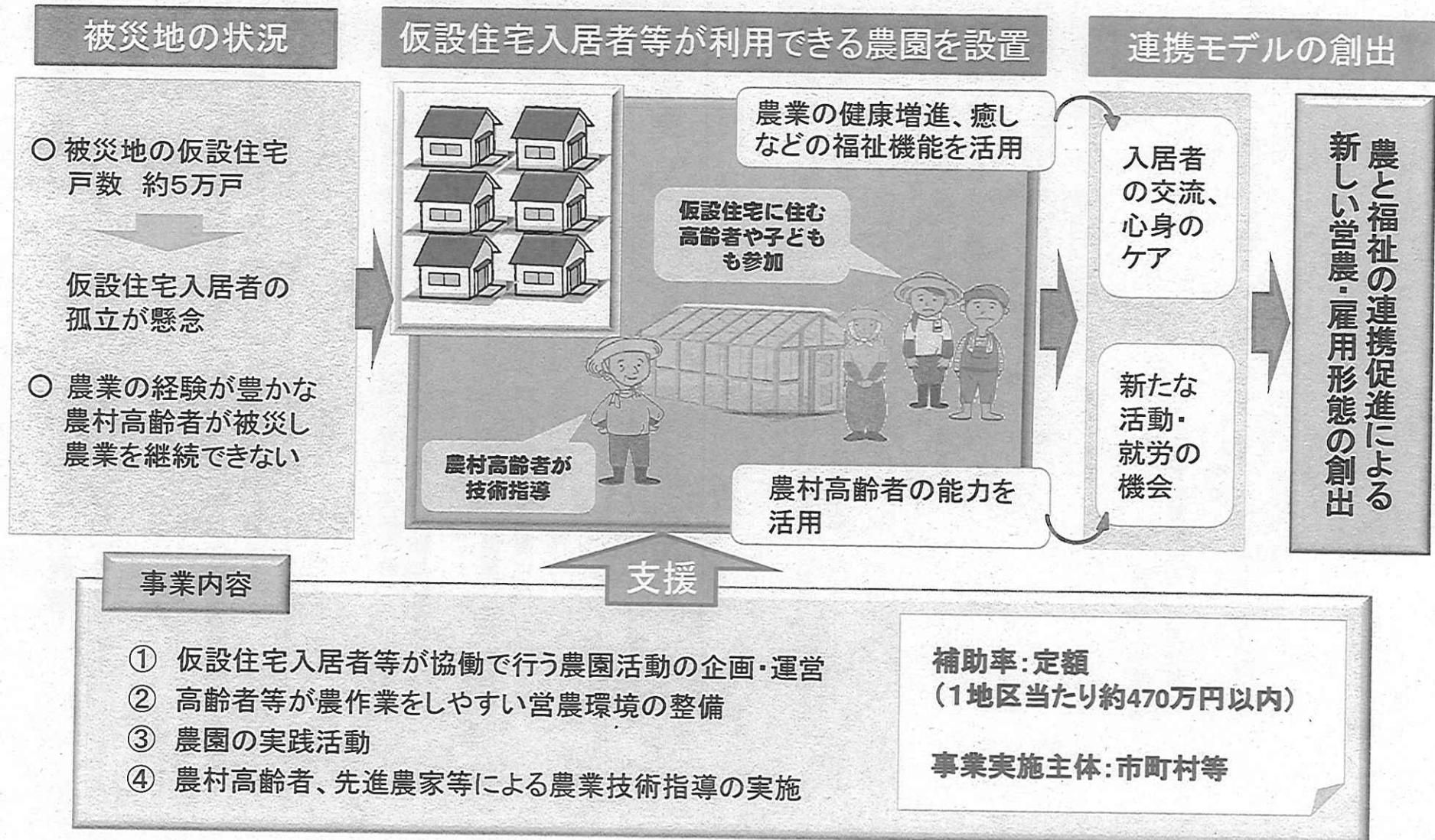
補助率：定額
事業実施主体：市町村等

[問い合わせ先：経営局就農・女性課(03-3502-6600(直))]

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

平成23年度第3次補正予算額 84百万円

- 被災地において、市町村等が農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動を支援
- 農業技術指導を行うことを通じ、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供
- 農作業を通じての心身のケアや地域コミュニティの再生に貢献



被災地の復旧・復興に連携して取り組む地元企業、地縁組織、NPO等の 多様な主体に対する支援事業 スキーム図

東日本大震災の復興・再生に資するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等のコーディネート業務やそのサポート活動を実施する中間支援組織等に補助金を交付し、中間支援組織の活動を支援することにより、被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進する。

【事業内容】

○事業者

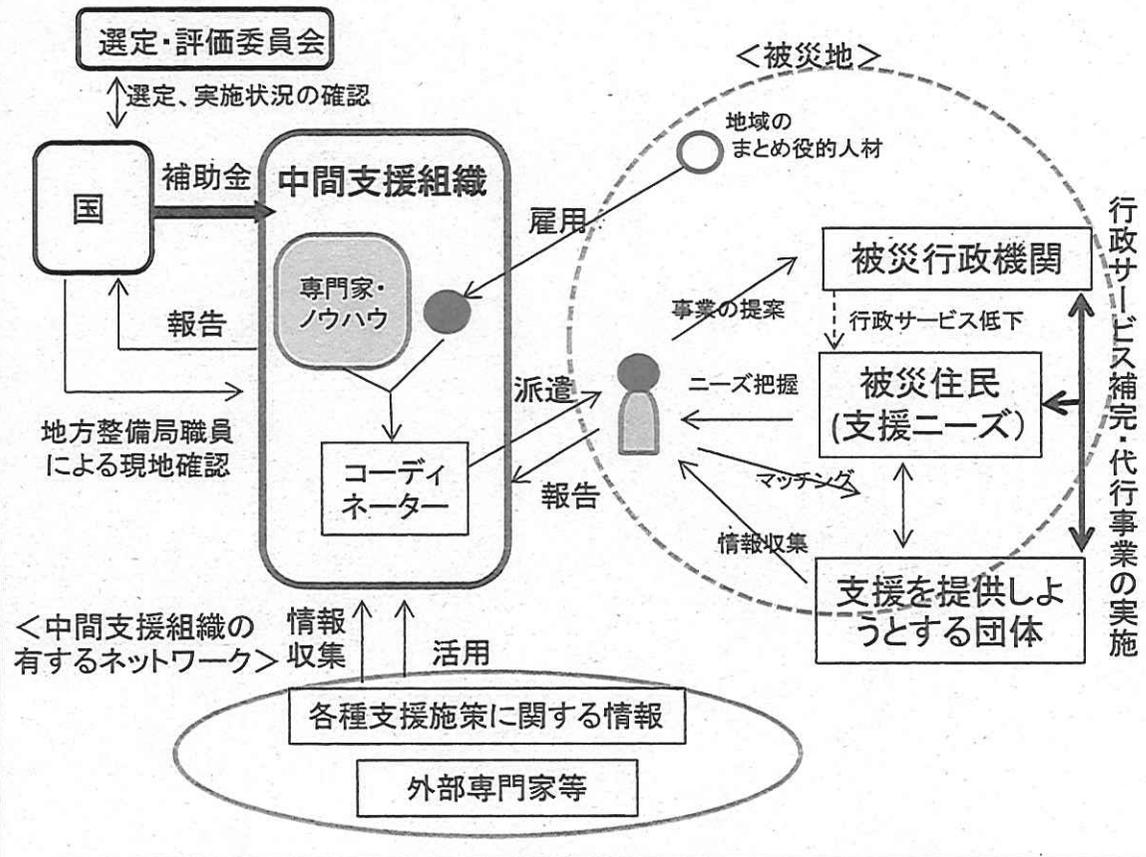
一般社団・財団法人等の公益法人又は特定非営利活動法人、並びに、事業協同組合又は営利法人(株式会社・有限会社等)等のうち、中間支援活動(*)を行う団体

○事業内容

- 事業者が行う次の活動に要する費用を補助する。
- ・行政サービスの代行・補完の需要や地域の支援ニーズの把握
 - ・支援ニーズを満たすための、支援を提供しようとする団体の情報、国や地方公共団体等による各種支援策に関する情報の収集
 - ・ニーズと支援活動のマッチングと事業化の提案
 - ・事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策の提案
- 等

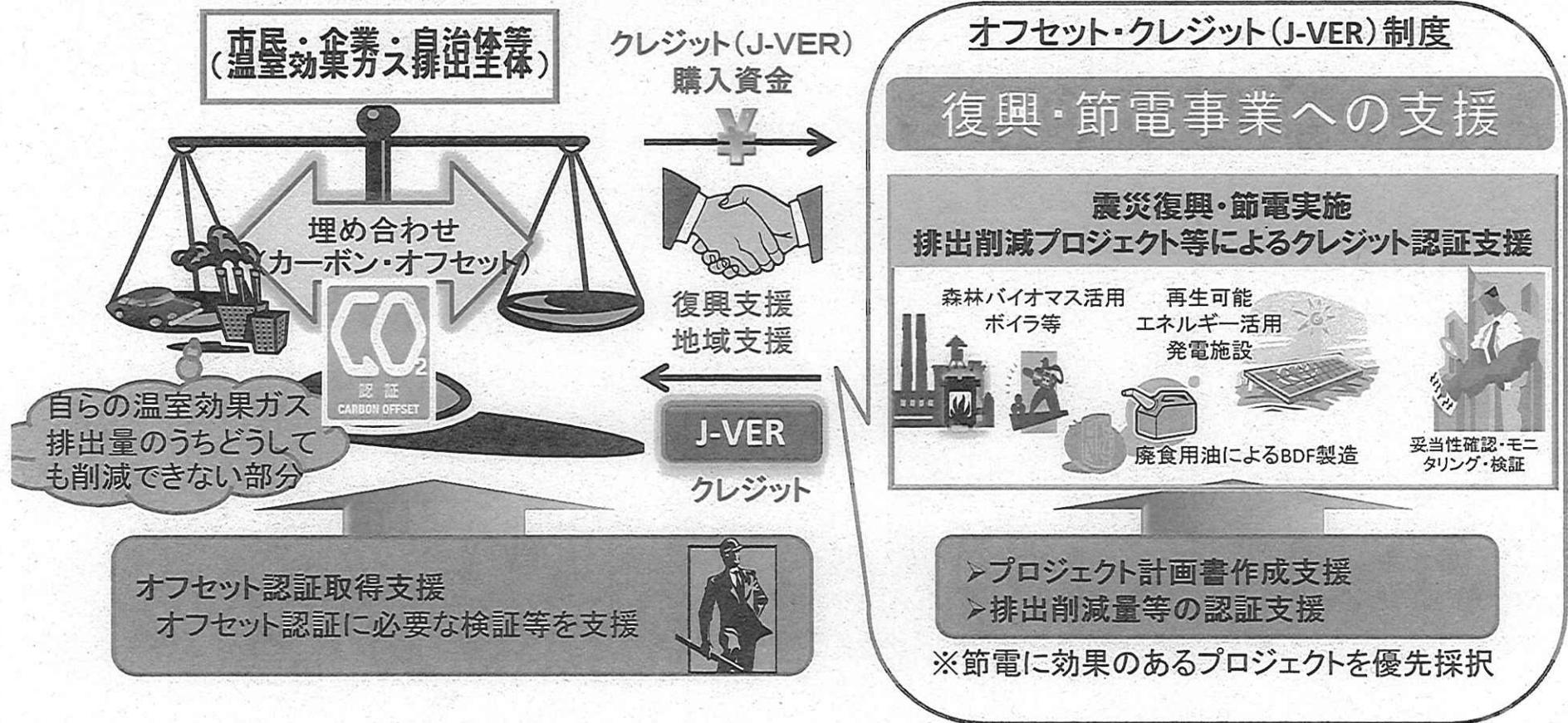
※中間支援活動:地域づくり活動を行う人材の育成、マッチング、専門的知識によるアドバイス等により地域づくり活動を中間的に支援する活動

【基本スキーム】



J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業(4億円)

震災復興、全国的な電力需要ギャップの解消に向けて、節電・省エネ機器の導入に伴う排出削減量をオフセット・クレジット(J-VER)化し、復興・節電に向けた企業の投資インセンティブとすることに加え、J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組推進により、効率的な排出削減事業の実施を図る。



カーボン・オフセットを行う事業者から、被災地や節電プロジェクト実施者へのクレジット資金還流を見込む。効率的な復興支援、節電を推進。

平成23年度3次補正予算におけるボランティア団体等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

各事業についてご質問等がある場合は、東日本大震災復興対策本部震災ボランティア班(TEL:03-5545-7480)まで、お問い合わせ頂ければ、取次ぎ等させていただきます。また、個別の事業について直接お問い合わせされる場合には、以下の問い合わせ先をご参照ください。

事業名(URLなど)	府省名	部署名	連絡先
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	内閣府	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)	03-3581-0511
パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト	内閣府	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)	03-3581-0503
復興教育支援事業	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	03-6734-2425
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業	厚生労働省	職業安定局地域就労支援室	03-5253-1111(内線5846)
雇用復興推進事業(仮称)	厚生労働省	職業安定局地域就労支援室	03-5253-1111(内線5846)
介護基盤復興まちづくり整備事業	厚生労働省	老健局高齢者支援課	03-5253-1111(内線3971)
地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)	厚生労働省	老健局振興課	03-5253-1111(内線3982)
貧困・困窮者の「絆」再生事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2856)
食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業	農林水産省	農村振興局都市農村交流課	03-3502-0030
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	農林水産省	経営局就農・女性課	03-3502-6600
地域づくり支援事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業	環境省	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	03-5521-8246

NPO等の活動支援を目的とする民間資金について

社会福祉法人やNPO法人などが、集めた寄付金を基に東日本大震災に関するNPO法人やボランティア団体の活動に助成を行っている。

○ 助成先の公募を行っている助成団体(11月30日時点で把握しているもの)

実施主体	助成制度名称	助成金総額	一件あたりの最大助成額
企業メセナ協議会	東日本大震災 芸術・文化による復興支援ファンド(GBFund)	記載なし	50万円
JKA	平成23年度 東日本大震災復興支援補助	1億円	300万円
損保ジャパン記念財団	平成23年度NPO法人設立資金助成	390万円	30万円
日本NPOセンター	東日本大震災現地NPO応援基金	概ね1億円	500万円

注:助成の対象・条件等や申請方法については各組織により異なるため、詳細は各団体のホームページ等により確認が必要